

聴覚障害者の皆さんへ

※5月26日から、県内全域でタブレットやスマートフォンによる遠隔手話通訳を利用した受診が可能になりました。

「新型コロナウイルスに感染したかも・・・と思った時は」 新型コロナウイルス感染の疑いがある聴覚障害者が受診する時の 遠隔手話通訳サービスによる手話通訳について

新型コロナウイルスに感染したかもしれないと思った時は、まずお住まいの地域の帰国者・接触者相談センターに相談し、必要があれば指定された医療機関で受診してください。

【相談の流れ】

1. 以下の(1)～(3)のどれかに当てはまる

(1) 以下の①～③のいずれかの症状がある

① 高熱がある（解熱剤を飲み続けなければならない場合も含む。）

② 体がとてもだるい（倦怠感）

③ とても息苦しい（呼吸困難）

(2) 右の「重症化しやすい方等」に当てはまる方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

(3) (1)、(2)に当てはまらないが、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続く場合（4日以上続く場合は必ず相談してください）

※上記に該当しなくても、強い症状だと思う場合にはすぐに相談してください。

<重症化しやすい方等>

① 高齢者

② 糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の病気を持っている

③ 透析を受けている

④ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている

⑤ 妊婦

2. 「帰国者・接触者相談センターへのFAX相談票(☆)」に記入して、帰国者・接触者相談センターに相談のFAXを送る（FAX番号等は相談票の裏をご覧ください）

3. 相談の結果、受診が必要となった場合

4. 帰国者・接触者相談センター等から受診する医療機関と受診日、時間を教えてもらう

5. 当日、自分のタブレットかスマートフォン（インターネット通信可能なもの）を持って医療機関に行き、タブレット等による遠隔手話通訳サービスを使用して受診する

※もし、タブレット等を持っていない場合は、医療機関または県のタブレットを使用します。

※通信環境等の状況などにより、遠隔手話通訳がうまくできない場合は、筆談で対応することになります

【相談した後、受診に行くときのお願い】

必ず、帰国者・接触者相談センターから受診するようお願いがあった医療機関を受診し、それ以外の医療機関へは行かないでください。

受診に行く時は、以下のことを守ってください。

① マスクを着ける ② こまめに手洗いをする

③ 咳やくしゃみをする時は、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って口や鼻をおさえる

☆「帰国者・接触者相談センターへのFAX相談票」は
下のURLまたは右QRコードからダウンロードできます。

<https://kanagawa-a-deaf.org/wp-content/uploads/2020/06/2170c5b6eef1bf67a92bfef94d4b157c.pdf>

